

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買ったとき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成30年度においては、493件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成30年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約280万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、平成30年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する

情報や取引実態を把握するため、832名の事業者及び208の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとしており、平成30年度においては、50回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき速やかに調査を行った。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

平成30年度においては、5件について勧告を行い、295件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
平成30年度	5 (3)	295 (16)
平成29年度	5 (1)	370 (16)
累 計 (注1)	48 (11)	2,416 (156)

(注1) 平成25年10月から平成31年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	平成30年度			平成29年度			累計（注3）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	48	48	0	54	54	4	284	288
製造業	0	78	78	0	84	84	1	631	632
情報通信業	2	16	18	1	42	43	6	210	216
運輸業（道路貨物運送業等）	0	13	13	0	12	12	1	143	144
卸売業	0	17	17	0	28	28	1	173	174
小売業	3	36	39	1	29	30	11	273	284
不動産業	0	19	19	2	21	23	8	103	111
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	11	11	0	15	15	0	125	125
学校教育・教育支援業	0	6	6	0	10	10	3	53	56
その他（注4）	0	51	51	1	75	76	13	421	434
合計	5	295	300	5	370	375	48	2,416	2,464

(注3) 平成25年10月から平成31年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、医療福祉、事業サービス業（ビルメンテナンス業、警備業等）等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

平成30年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、減額（同法第3条第1号前段）が23件、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が295件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が2件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	平成30年度			平成29年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	1	22	23	0	36	36	4	128	132
買ったたき	5	290	295	5	358	363	48	2,083	2,131
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	49	49
本体価格での交渉の拒否	0	2	2	0	1	1	0	251	251
合計（注7）	6	314	320	5	395	400	52	2,511	2,563

(注6) 平成25年10月から平成31年3月までの累計である。

(注7) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、第1表及び第2表に記載の件数（勧告及び指導の合計件数）とは一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者273名から、特定供給事業者4万5072名に対し、総額8億1517万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成30年度	平成29年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	273名	357名	1,484名
原状回復を受けた特定供給事業者数	45,072名	21,698名	161,060名
原状回復額（注9）	8億1517万円	8億1008万円	36億4081万円

（注8）平成26年4月から平成31年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 勧告事件及び主な指導事例

平成30年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
小売業 (30.6.20勧告)	食品、日用品等の小売業を営む紅屋商事㈱は、納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。	第3条第1号後段（買ったたき）
情報通信業 (30.6.21勧告)	ア 就職・転職等のポータルサイトの運営等を営む㈱マイナビは、個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料、③広告販売促進業務の委託料又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。 イ 雑誌、書籍等の出版業を営む㈱マイナビ出版（㈱マイナビから出版事業を承継）は、個人事業者又は法人事業者にに対し、①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料又は③広告販売促進業務の委託料について㈱マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったたき）
小売業 (31.2.15勧告)	食品、衣料品及び住居関連商品の小売業を営む㈱イトーヨーカ堂は、 ア 商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。 イ 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据え置いて支払った。	第3条第1号前段（減額） 第3条第1号後段（買ったたき）
小売業 (31.3.20勧告)	自動販売機による清涼飲料水等の小売業を営む㈱ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったたき）

(2) 主な指導事例

業種	違反行為の概要	関係法条
製造業	半導体製造装置の製造業を営むA社は、半導体製造装置の部品類の加工を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、あらかじめ定めた加工業務の委託代金から消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
医療業	病院の運営を行うBは、給食材料の納入業者（特定供給事業者）に対し、あらかじめ定めた平成26年4月1日から平成30年7月31日までの給食材料の仕入代金について、消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
小売業	大規模小売事業者であり、スーパーマーケットを運営するC社は、商品の納入業者（特定供給事業者）に対し仕入伝票ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税として支払うことで、支払ごとに商品の本体価格を合計し、消費税額を計算した場合と比べ、支払総額を1円以上減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
娯楽業	ゲームセンターの運営を行うD社は、ゲームセンターの運営を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の委託代金について、消費税率引上げ前の対価よりも低く定めていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
サービス業	地方公共団体であるEは、法定講習の実施に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
サービス業	F農業協同組合は、葬儀の施行業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
建設業	土木・建築工事業を営むG社は、大工事に係る業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
不動産業	不動産業を営むH社は、建設工事を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において、消費税抜きで見積金額の提示を受けているにもかかわらず、平成26年4月1日以後も税込価格で交渉していた。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている（第12条）。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成30年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）のいずれも届出はなかった（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成30年度においては、12件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

(単位：件)

	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
平成30年度	0	0	0
平成29年度	7	1	8
累計(注1)	194	140	334

(注1) 平成25年10月から平成31年3月までの累計である。

第6表 業種別届出件数

(単位：件)

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成30年度	平成29年度	累計(注2)	平成30年度	平成29年度	累計(注2)
製造業	0	1	95	0	0	79
卸売業	0	0	59	0	0	49
小売業	0	1	51	0	0	45
サービス業	0	2	48	0	1	22
その他(注4)	0	3	29	0	0	10
合計	0	7	282	0	1	205

(注2) 平成25年10月から平成31年3月までの累計である。

(注3) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

(注4) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの(以下「政令指定組合」という。)は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており(第13条第1項)、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている(第13条第2項)。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係るガイドラインの改正等

(1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン

公正取引委員会は、令和元年10月の消費税率引上げに向けて、①「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日当委員会ほか関係省庁連名。以下「価格設定ガイドライン」という。）の整備、②軽減税率制度の実施及び③過去の事案の蓄積を踏まえ、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図るため、平成31年3月29日、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインを改正し、公表した。

(2) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の更新

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに掲載している「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」について、令和元年10月の消費税率引上げ等に向けて更新した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成30年度においては、50回実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成30年度においては、職員を20回派遣した。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを関係省庁と協力して作成している。平成30年度においては、令和元年10月の消費税率引上げに向けて、価格設定ガイドラインが整備されたこと等を受けて、本パンフレットを改訂し、平成31年3月29日、当委員会のウェブサイトに掲載したほか、全国の商工会議所、商工会、地方公共団体等に配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ、公正取引委員会のウェブサイトにおいて主な違反事例について説明したパンフレットを掲載しているほか、商工会議所、商工会等に配布した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」

等を掲載した。

(3) 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、平成31年2月に、新聞広告、雑誌広告、ラジオ広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。平成30年度においては、平成29年度に作成したキャラクターである「消費税転嫁されてイルカのルカちゃん」を継続して使用するとともに、初めてとなる動画広告を作成し、転嫁拒否行為を分かりやすく説明した。

4 消費税転嫁対策特別措置法遵守の要請

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が行われることのないよう、令和元年6月27日、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で、20万名の事業者を対象に消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出した。